別紙2 参考様式 新潟市

現在の人・農地プランの区域の全部又は一部の区域であって既に実質化していると判断する地区

対象地区名	範囲		近い将来の農地の受		近い将来の農地の出			
			け手① 中心経営 体数	現状の経営面積合	し手② 農業者数	貸付等予定面積合	①及び②の 面積合計 (ha)	備考
北区	濁川	44.8	12	計(ha)	96	計(ha)	44.8	
北区	▲川 松潟・新崎	119.6	18	26.4 54.0	103	18.3 65.6	119.6	
北区	新鼻乙26	165.7	7	39.5	135	79.4	118.9	
北区	大月上	73.3	19	38.9	41	34.4	73.3	
北区	ベクエ	47.7	14	25.6	29	22.1	73.3 47.7	
北区	浦木一	66.1	9	24.5	12	41.6	66.1	
東区	新川町	14.5	7	7.4	-		7.4	
江南区	和田・上和田	77.6	9	49.4	_		49.4	
江南区	第四長潟 第四長潟	47.8	6	35.2	_		35.2	
江南区	木津	197.3	59	101.9	_		101.9	
江南区	二本木	148.4	49	75.5	_		75.5	
江南区	西野	100.1	42	50.3	_	_	50.3	
江南区	上早通分区	79.8	16	44.2	_	_	44.2	
江南区	北山・丸山・丸山ノ	187.3	38	106.3	_	_	106.3	
江南区	内善之丞組 小杉上分区	105.1	5	55.4	_	_	55.4	
江南区	川根谷内分区	79.0	24	51.1	_	_	51.1	
江南区	茅野山分区	64.6	19	32.6	_	_	32.6	
江南区	丸潟分区	74.7	7	41.7	_	_	41.7	
秋葉区	小須戸	61.2	31	21.2	36	14.2	35.4	
秋葉区	荻川第二	227.0	15	55.5	133	98.5	154.0	
南区	菱潟	56.3	9	36.5	16	8.8	45.3	
南区	蜘手興野	17.4	6	12.8	8	3.6	16.4	
南区	吉江	117.1	8	53.5	20	23.1	76.6	
南区	東笠巻新田	117.4	15	38.1	55	27.9	66.0	
南区	田中	17.5	4	10.8	5	1.3	12.1	
南区	鷲ノ木新田	215.8	27	73.5	123	49.6	123.1	
南区	引越	39.9	17	32.9	_	_	32.9	
南区	大別當	48.9	9	21.7	35	5.9	27.6	
南区	朝捲	15.2	14	10.0	_	_	10.0	
南区	吉田新田, 山王	75.1	6	18.8	43	21.8	40.6	
西区	小見郷屋	34.2	7	29.0	_		29.0	
西区	勘助郷屋	21.8	7	19.5	_	_	19.5	
西区	小瀬	54.2	22	41.2	_	_	41.2	
西区	藤野木	61.0	14	57.8	_	_	57.8	
西区	早潟	42.6	20	24.9	_	_	24.9	
西区	保古野木	58.2	26	49.4	_	_	49.4	
西区	明田	100.7	36	83.0	_	_	83.0	
西区	道河原	24.9	17	23.7	_	_	23.7	
西区	大友	64.9	13	36.2	_	_	36.2	

対象地区名	範囲		近い将来の農地の受け手①		近い将来の農地の出 し手②		①及び②の	
			中心経営 体数	現状の経 営面積合 計(ha)	農業者数	貸付等予 定面積合 計(ha)	面積合計 (ha)	備考
西蒲区	伏部	26.7	2	8.9	38	5.1	14.0	
西蒲区	仁箇	99.2	11	68.0	9	1.3	69.3	
西蒲区	安尻	50.6	9	39.0	11	4.7	43.7	
西蒲区	東汰上	44.9	5	27.5	19	7.1	34.6	
西蒲区	山島	41.5	7	36.3	_	_	36.3	
西蒲区	西汰上	53.4	9	40.1	_	_	40.1	
西蒲区	見帯	96.2	14	65.1	5	3.4	68.5	
西蒲区	西中	82.9	11	58.3	32	9.3	67.6	
西蒲区	羽黒	104.7	9	68.8	16	35.2	104.0	
西蒲区	道上	161.4	19	103.9	35	36.3	140.2	
西蒲区	打越	193.2	13	148.1	27	31.3	179.4	
西蒲区	福島	107.1	2	62.6	6	22.7	85.3	

注1:1集落1農場を実現しているような区域においては、区域の受け手の事業が将来にわたって安定的に継続される 見込みを後継者の確保状況等により確認し、確認した旨を「備考」欄に記載します。 注2:「範囲」を集落名等により特定できない場合には、地図等を用いて特定することができます。 注3:「近い将来の農地の受け手」の「現状の経営面積合計(ha)」には、対象地区内における中心経営体の現状の経営 面積の合計を記載してください。